



す。委員長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

家畜保健衛生所法案

(設置)

第一條 家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、都道府県が設置す。

2 家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

3 家畜保健衛生所には、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いなければならない。

(事務の範囲)

第三條 家畜保健衛生所は、第一條第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行ふ。

一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務  
二 家畜の伝染病の予防に関する事務

(国からの補助)

三 家畜の繁殖障害の除去及び人 工授精の実施に関する事務  
四 家畜の保健衛生上必要な試験 及び検査に関する事務  
五 寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病的予防のためにする家畜の診断に関する事務

六 地方的特殊疾病的調査に関する事務

七 その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

(家畜保健衛生所の利用)

第四條 都道府県知事は、条例の定めるところにより、獸医師に家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができ

(農林大臣の権限)

第五條 農林大臣は、地方における家畜衛生の向上を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の運営に関する必要な事項を命じ、及び必要な報告を求めることができる。

(名称の制限)

第六條 この法律による家畜保健衛生所でないものは、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

○小笠原八十美君 ただいま議題と相なりました、農林委員会付託にかかる、内閣提出、家畜保健衛生所法案につきまして、審議の経過及び結果の大要を御報告いたします。

畜産業の発達がわが国食糧並びに農業経営に重大な関係を有することは申すまでもないところでありまして、現在種々振興方策がとられておりますが、家畜衛生に関する学理と技術を積極的に応用普及して、損耗の防止、生産率の向上をはかることは、当面特に効果的な施策であると思われます。そこで、これが具体化の手段といたしまして、昭和二十三年度以降、名称さまざまあります、が、家畜保健衛生施設の設置を助成することにし、六箇年計画で、全国に五百箇所を目標として、すでに本年度中に百八十箇所を完了する予定になつておりますが、この際畜産振興を一段と促進しますには、これまでう初度調査費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付することができる。

この法律案につきましては、去る十五日、提案理由の説明を聞き、質疑を行いましたところ、民自党山村、淵、両委員、共産党横田委員、国民党吉川委員、農民協同党小平委員から、それぞれ本法施行によつて開業獸医師を組織等に委譲する意思はないか、また本法施行に要する予算が僅少過ぎるのではないか等の発言がありました。そこで、本法律案の内容を見ますと、主要点は、およそ次の四点であるかと思われます。すなわち第一点といたしましては、家畜伝染病予防のために、進歩した技術を普及浸透し、強力な防疫態勢をととのえ、迅速に処理する施設と組織と機構とを確立すること、第二点は、寄生虫、骨軟症その他しばしば発生する疾病予防のために検査を行い、その発生を未然に防止すること、第三点は、生産衛生技術の普及向上をはかるとともに、人工授精による優良種畜の高度利用、繁殖障害の除去による受胎率の向上、早期の妊娠診断、妊娠家畜の管理衛生の指導を強力に推進すること、第四点は、家畜衛生のサービス・センターとして、家畜衛生思想の普及をはかり、また広く公共団体技術者、開業獸医師等に施設を公開して、家畜衛生行政への協力を促進し、その効果を高めること、以上の四点であります。

本法律案につきましては、去る十五日、提案理由の説明を聞き、質疑を行いましたところ、民自党山村、淵、両委員、共産党横田委員、国民党吉川委員、農民協同党小平委員から、それぞれ本法施行によつて開業獸医師を組織等に委譲されたのであります。本法律案の提出は、畜産振興上また

た施設たるの性格を明確にし、よつてもつて家畜防疫機関として十分な使命を果させたい趣旨のもとに、本法律案を提出されたのであります。

これに對しましては、政府委員より、本法の規定は家畜伝染病に対する予防並びに家畜衛生の指導を中心とするものではありませんか等の發言がありました。これに對しましては、政府委員より、本法施行に要する予算が僅少過ぎるのではないか等の発言がありました。

か、防疫、衛生改善等の仕事を大幅に開業獸医師または畜産組合、農業協同組合等に委譲する意思はないか、また本法施行に要する予算が僅少過ぎるのではないか等の發言がありました。

か、防疫、衛生改善等の仕事を大幅に開業獸医師または畜産組合、農業協同組合等に委譲する意思はないか、また本法施行に要する予算が僅少過ぎるの



ら貰ましても、預金部資金がはたしてどういうところに運営されるかといふことは、きわめて明らかであります。

大体、この公団が滞貨をダンピングすることなく、正常な値段で処理いたします。ならば、赤字が出るはずはない。

しかも、この赤字の穴埋めといふものに、この預金部資金、国民の辛苦の結晶である預金部資金を使って、これでしりぬくいじょうとくに至つては、これはちようど、新炭特別会計のあの不正なる赤字を国民の税金負担でしりぬくした、その二の舞を演ずるものであると、われくへは断ぜざるを得ないであります。

今回、ほかの公団がどんどんと縮小せられ、すでに清算事務に入つておるのに、何の必要があつて、この産業復興公団のみが新たに預金部資金の特別な融資を受けなければならないか。これは、われくへはたびく委員会におきましても政府に追迫したのであります。さつぱり納得の行く答弁がなかなか出たのであります。これは聞くところによりますと、今回政府は、緊急重要物資、いわゆる戦略物資といわれるものの、この緊急重要物資の備蓄制度といふものを設け、この備蓄を産業復興公団にやらせる。われくへは、この緊急重要物資といふものはどんな物資であるかを調べてみたのですが、たとえばボーキサイト、ナフ、タンクス、ニッケル、クローム、マンガン

鉱、亜鉛、黒鉛、水銀、鉛その他等々たくさんあります。いずれも特定外國が現在特に必要としておる物資と符節を合するがごとくにこれが一致しておるのはどういうわけか。

これらの物資の備蓄がどういう機関でなされるかということにつきましては、まだ政府としても、今まで答弁はしておりません。しかしながら、復興公団が、この際こういう新たな任務を負わされるという疑問は、相当の根拠がある。産業復興公団の職員の間では、すでにこのことは、先刻とりさだされ

ておるのであります。この産業復興公団に対して、こういう預金部からの特別融資の道を開かなければならぬといふ理由も、もしありとすれば、この戦略物資の備蓄以外にはあり得ない。はたしてそうとすれば、これはきわめてゆゆしき問題であると思ふ。私は、今吉田内閣は、国民の負担において特定国の一一下請機関を新しくつくるうとしておるのである、そう断ぜざるを得ないのであります。

この点、私はたびく政府委員にただしたのであります。政府委員は、その都度言を濁して、何らわれくへを納得させない。しかし、非常に疑問の点をたくさん残しておる。私は、この点についても、いよいよ疑いを深めざるを得ない印象を受取つた。この意味におきまして、私は、この法案に対し

さらに私の反対理由の一つとして、さくさんあります。が、いずれも特定外國が現在特に必要としておる物資と符節を合するがごとくにこれが一致しておるのはどういうわけか。

吉田内閣は、滞貨の原因に対しても何らかの認識を持つておらない。またこの対して責任感を持つておらない、従つて、現在の政府のもとにおいて、滞貨処理政策といふものは、ますく恐懼を深める大きな原因になつておるということであります。政府の答弁はよりましても、滞貨の現在高は約一億七千五百万ドルといふのであります。そこで、ほとんと六百億円前後である。そこのほかにまだ、特別調達室関係の、巨額の、おそらくこれも一、三百億円以上の滞貨があるのであります。この滞

貨の根本的原因は、吉田内閣が現に採用しつつあります日本の植民地化、また日本の軍事化、この二つの点に求められたことは、きわめて明らかであります。

この日本の從属化の政策のよつて来るところが、外に對しては不等価貿易、あるいは押しつけ輸入、すなわち買わされるだけのための貿易であります。これは国内に向つては、多数の産業の破壊、一部の特定産業経営だけを軍事的な再編成に導いておるのであります。これはただ單にめぐら貿易であるといふやうな、なまやさしいものではありません、これは意識的な一つを重視的に再編成に導いておるのです。これはただ單にめぐら貿易であるといふやうな、なまやさしいものではありません、これは意識的な一つの恐慌輸入であるとわれくへは断ぜざるを得ないのであります。

しかしながら、このようなむちやな處理方針をとりましても、まだ六百億の滞貨の半分は処理できぬ。そういう見透しは、全然政府としても持つておらないのであります。それもそのはず、日本に生産能力があるもの、証拠物件を、これで殲滅しようといふ意図でもつてなされてゐるものと、われくへは断ぜざるを得ないのであります。

稻垣通産大臣もまた就任中であります。それはなまだし例はマガジン・ソーダ灰。今回ローガン構想による新たな協定貿易政策をとつたから、もはやいらないトントン當り一千二百八ドルといふ、べらぼうな値段で買ひ入れて、今度は逆に同

う、ばかりしいことをやつてゐる。この赤債の輸入によりまして、またこれが外国のマッチの大量な放出と結びついて、今日播磨方面の群小マッチ工場は軒並に倒れております。

安本の中には、こういうことを言つている人もある。これは特に化学製品などについて言われるであります。の公団の滞貨処理方針の三原則といふものを見れば、そのあわて方はきわめて明瞭であります。第一に、公団の赤字は幾ら出してもかまわない。もちろんこれは、国民の新たな負担で、しりぬくいじょうというわけである。第二に、この処理によつて市場攪乱の非難があつてもさしつかえない。第三に、は、販売業者が中間利潤を得てもかまわない。こういふところにあるのであります。これがまつたく狂氣のさたれることは、きわめて明らかであります。

しかしながら、このようなむちやな處理方針をとりましても、まだ六百億の滞貨の半分は処理できぬ。そういう見透しは、全然政府としても持つておらないのであります。それもその

うふねぬめのあかほどの反省もない。かえつて、たゞくへしく、安定だくといふことを叫んでおる。しかしながら、何のために一体あわててにあわてて滞

貨処理を急ぐのであるか。これは政府の公団の滞貨処理方針の三原則といふものを見れば、そのあわて方はきわめています。吉田内閣は、かねく恐慌輸入をやつておる。その政策の失敗、その証拠物件を、これで殲滅しようといふ意図でもつてなされてゐるものと、われくへは断ぜざるを得ないのであります。

稻垣通産大臣もまた就任中であります。したが、こういふ貿易政策に対しても、これなどは、一万トン輸入いたしまして、そのまま滞貨になつておる。また赤煙のごときも、これは物は入つて來ない。こういふことを答弁しておられました。しかし、これはまた今日まつたくのうそつばちでありじものを七百六十ドルで輸出するといまして、吉田内閣の貿易政策といふも

のが完全に失敗であることを、みずから認めたわけである。今までの貿易政策は完全に失敗であつたと認めたわけである。のみならず、そのいい例として、日本とイギリスとの、いわゆる日英協定といわれるものの進行にすでに現われておりますごとく、輸入はしたけれども、さつぱり輸出ができない。そのため、今日一月のボンドの残高といふものは、ほとんどなくなつておられます。これはまた、一月の輸出の激減というところにも、はつきり現われております。

こういう次第で、この国会の介入しきをうなぎで、この外貨予算によってやろうと取引をこの外貨予算によってやろうといふ意図が同時に出ておることを、われわれは見のがすわけに行かない。一か月、全国民、全業者が何よりも望んでおり、日本の生命線として望んでおる中共との貿易がなぜできないか。これもやはり同じ原因である。つまり、中共はたくさんいろいろな資材を要求しているが、この資材が戦略物資であるというゆえをもつて日本から出さない。しかしながら、日本はすでに戦争を放棄しておるはずであるから、戦略物資といふものは日本にあるはずはない。この戦略物資といふものは、これは日本の戦略物資ではなくし

て、ある他の戦略物資だ。結局、他國の戦略物資を維持し、これを保存するがために、日本の国民の税金と、また預金部の資金を使って、その下請機関にならうとしておるが、この吉田内閣の根本的に一貫した政策であります。

こういう点を考えるならば、この法案の意図するところは、その表面に現われたところよりも、はるかに深刻なものである。結局、今後ます／＼吉田内閣によつて急速に進められようとするにこれが使われるということは、きわめて明瞭であります。われわれは、この意味において、この法案に對して絶対に反対を表明するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 医療法の一部を改正する法律案(丸山直友君外三名提出)

この法律は、公布の日から施行する。

医療法の一部を改正する法律案(丸山直友君外三名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(堀川恭平君登壇) ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案(丸山直友君外三名提出)に関する審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

○議長(堀川恭平君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堀川恭平君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

通り決いたしました。(拍手)

第四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一  
般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

農業共済再保険特別会計の歳入不

足を補てんするための一般会計か

らする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不

足を補てんするための一般会

て、ある他の戦略物資だ。結局、他國の戦略物資を維持し、これを保存す

る

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のよう

に改める。

第四十條第一項第一号を次のよう

に改める。

一 医業については内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小兒科、外科、整形外科、皮膚科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科(又は放射科)、こう科、理学診療科(又は放射科)、こう科、門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻咽喉科

科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、性病科、こう科を追加す

ることであります。

本改正案は、二月七日、本委員会に付託せられ、同十五日、丸山直友委員より提案理由を聽取した後、ただちに審議に入つたのであります。提案者は、委員並びに政府當局との間に熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、討論を経て採決に入りましたところ、本法律案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決した次第でござります。

この法律は、公布の日から施行する。

医療法の一部を改正する法律案(丸山直友君外三名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長(堀川恭平君登壇) ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案(丸山直友君外三名提出)に関する審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

○議長(堀川恭平君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

通り決いたしました。(拍手)

○議長(堀川恭平君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

計からする繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年度において、一般会計から、九億一千五百二十万六千円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

#### 附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

失業保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

#### 1

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

#### 2

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

#### 3

国民金融公庫法(昭和二十四年法律案)の一部を改正する法律案

#### 4

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を次のようによつて改正する。

#### 5

第五條第一項中「十八億円」を「三十億円」に改める。

#### 附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を改正する法律案

#### 6

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を改正する法律案

#### 7

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を改正する法律案

#### 8

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を改正する法律案

業特別会計及び積立金に改めること。

第三條の二を第十三條の三とし、第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 この会計の積立金は、失業保險給付の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

失業保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

#### 1

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

#### 2

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

#### 3

国民金融公庫法(昭和二十四年法律案)の一部を改正する法律案

#### 4

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を次のようによつて改正する。

#### 5

第五條第一項中「予算が国会の議決を経たときは、」を「前條第一項に通知しなければならない。」

#### 6

第五條第一項中「予算が国会の議決を経たときは、」を「前條第一項の規定による通知を受けたときは、」に改める。

#### 7

第十條の次に次の二條を加える。

#### 8

第十條の二 公團等は、第四條の二第一項の規定による通知を受けた予算に基いて、その支拂の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)による所要額及び支拂の所要額について、大蔵

金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

失業保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

#### 1

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

#### 2

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)[最終号の附録に掲載]

#### 3

国民金融公庫法(昭和二十四年法律案)の一部を改正する法律案

#### 4

国民金融公庫法(昭和四十九年法律案)の一部を次のようによつて改正する。

#### 5

第五條第一項中「予算が国会の議決を経たときは、」を「前條第一項に通知しなければならない。」

#### 6

第五條第一項中「予算が国会の議決を経たときは、」を「前條第一項の規定による通知を受けたときは、」に改める。

#### 7

第十條の次に次の二條を加える。

#### 8

第十條の二 公團等は、第四條の二第一項の規定による通知を受けた予算に基いて、その支拂の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)による所要額及び支拂の所要額について、大蔵

公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

1 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画に関する法律の一部を改正する法律案を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公團等及び会計検査院に置に関する法律の一部を改正す

る法律

公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のようにより改正する。

第一條中「国民金融公庫、」の下に「住宅金融公庫、商船管理委員会、」を加える。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の一 内閣は、公團等の予算を加える。

が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにこれを公團等に通知する。

第四條の一 内閣は、公團等の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにこれを公團等に通知する。

第十條の三 前三條に規定するもの

の外、公團等の予算の執行について必要な手続その他細目について定める金額をこえてはならぬ。

3 公團等は、第四條の一第一項の規定により通知を受けた予算に基づいて支出負担行為及び支拂をするときには、第一項の規定により承認された支拂行為及び支拂の計画に定める金額をこえてはならない。

第一條中「国民金融公庫、」の下に「住宅金融公庫、商船管理委員会、」を加える。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の一 内閣は、公團等の予算を加える。

が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにこれを公團等に通知する。

第十條の三 前三條に規定するもの

の外、公團等の予算の執行について必要な手續その他細目について定める。

大臣の定めるところにより、支出負担行為又は支拂の計画に関する法律の一部を改正する法律案

書類を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公團等及び会計検査院に置に関する法律の一部を改正する法律案

1 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公團等及び会計検査院に置に関する法律の一部を改正する法律案

書類を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公團等及び会計検査院に置に関する法律の一部を改正する法律案

書類を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならない。

3 公團等は、第四條の一第一項の規定により通知を受けた予算に基づいて支出負担行為及び支拂をするときには、第一項の規定により承認された支拂行為及び支拂の計画に定める金額をこえてはならない。

第一條中「国民金融公庫、」の下に「住宅金融公庫、商船管理委員会、」を加える。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の一 内閣は、公團等の予算を加える。

が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにこれを公團等に通知する。

第十條の三 前三條に規定するもの

の外、公團等の予算の執行について必要な手續その他細目について定める。

第一條中「国民金融公庫、」の下に「住宅金融公庫、商船管理委員会、」を加える。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の一 内閣は、公團等の予算を加える。

が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにこれを公團等に通知する。

第十條の三 前三條に規定するもの

の外、公團等の予算の執行について必要な手續その他細目について定める。

○小山長規君登壇

〔最終号の附録に掲載〕

第三條中「一般会計及び郵政事業特別会計」を「一般会計、郵政事業

ができる。









療の用に供するため、一般会計と国  
立病院特別会計相互の間で所屬替または  
は所管換をいたします場合には、国立  
病院特別会計の經理の実情にかんがみ  
まして、国有財産法の特例として、昭  
和二十五年度に限り無償をもつて整理  
することがあつたようにしてやうとする  
ものであります。

以上かこの選案の提出になりました  
趣旨並びにその内容であります。こ  
の表題は、二月一五日、本院会議

の沿革は、二月十五日、本委員会に付託されまして、翌十六日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、二月二十一日、各委員より、国立病院の現状の大要、所属管轄または所管換を予定されるいるものの具体的な内容等について質疑が行われ、政府委員よりそれべつ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで討論を省略し採決いたしましたところ、起立賛成をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について、大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、国有林野事業特別会計において運営する国有林野事業のうち、林業に関する試験、研究及び調査を削除し、これに伴いまして、現に林業試験場の用に供している資産について経過的規定を設けておるものであります。現行国有林野事業特別会計法に

よりますと、林業試験場はこの会計に所属することになりますが、企業的な運営をいたします。この会計に林業試験場を所属させておきますことは適当でないと考えられますので、昭和二十五年度からこれを一般会計の所属とし、この会計の事業の範囲から林業試験場の業務に属する事項を削除しよ

以上がこの法案の内容並びに提出になりました趣旨であります。この法案は、一月十日、本委員会に付託されまして、翌十一日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、同日より数日にわたり、各委員より、国有林野の現状及びその事業概況、投資予定の見返資金三十億円の使途等について質疑が行われ、政府委員よりそれへ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次に、二月十六日討論に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表し

施設を行うことは、将来わが国の独立をはばむものであるから全面的に反対であり、この点において本法案にも反対する旨を述べられ、前尾委員は民主自由党を代表して、見返資金によつて施設を行うことは本法案には直接関係のないことであるが、米国の援助による借金でも、将来返済し得る事業に使うのであるから有意義であり、この点においても賛成である、なおこの法案の

趣旨は当然の処置であつて賛成である旨を述べられ、田中委員は社会党を代表して、法案の趣旨には反対する理由を見出さないが、林業試験場を一般会計に移すことによつてその機能を十分に發揮できぬようにならないよう希望する旨を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、この特別会計は從来とあ

黒字であつて、この際林業試験場を除くことは不合理のようであるが、今後とも林業試験場の機能發揮に十分力を注がれることを希望して賛成する旨を述べられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

最後に、連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、連合国軍の需要に応じ、  
連合国軍のために労務に服する者及び  
公共事業費または米国対日援助見返資  
金による公共事業に使用される労務者  
に支拂うべき給與金の支拂いについ  
て、特に必要があるときは、大蔵大臣  
の定めるところにより、その事務の一  
部を日本銀行以外の銀行に委託して取  
扱わせることができる旨規定しております。  
労働基準法第一四四條の規定によ  
りますと、このような労務者に支拂

うべき給與金も、他の労働者の賃金と同様、通貨で直接労働者にその金額を支拂わなければならぬことになつておりますが、地区によりましては、管轄の支拂い月額が数千万円に上ると、ころもありまして、施設、場所その他の諸点から、所管官庁において直接現金を支拂いをすることに著しい困難が伴

うばかりでなく、各種事故発生の原因となるおそれもありますので、これか  
賃金支拂いを迅速かつ確実ならしめるために、特に必要がありますときは、  
大蔵大臣の定めるところによりま  
で、日本銀行以外の市中銀行にその  
支拂い事務の一部を委託して取扱わ  
せることができるよう特例を設げよ  
うとするものであります。

以上がこの法案の内容並びに提出に  
なりました趣旨であります。この法案  
は、二月十一日、本委員会に付託さ  
れまして、十三日、政府委員より提  
出の説明を聽取し、二月二十日及び

二十一日の両日、各委員より、連合国軍関係労務者の職種別の人員及びその賃金、給與金支拂い事務の実情等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれべく答弁がありました。質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

拂い事務を市中銀行に委託して金融機関に利益を與えるものであるから反対である旨を述べられ、小山委員は民主自由党を代表して、賃金支拂いの迅速確実をはかるためにその支拂い事務の一部を市中銀行に委託することは最も妥当であるという点において賛成する。ただ市中銀行はその事務を簡易に

行うことができ、また取扱い手数料は適切妥当なものであるよううにされたいた旨を述べられ、川島委員は社会党を代表して、一般公共事業に対する政府支拂いが迅速に行われること並びに賃金支拂い事務の委託が銀行の利益のために行われないことを強く希望して賛成の意を表せられ、宮腰委員は民主党を代表して、本案は賃金支拂いの便宜のためのものであるから賛成する。しかし支拂い事務の委託は公平かつ低廉に行われるようになされたい旨を述べられました。

○河田賢治君　ただいま上程されまし  
た連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特

例に関する法律案に対し、日本共産党を代表して、反対の意を表明するものであります。

この法案の内容は、連合国軍のための労働者、公共事業費及びアメリカの対日援助見返資金中の公共事業費による事業に使用される労働者のために今まで官庁が支拂つておりました賃金を、一般市中銀行を通じて支拂わせ、事務を委託するという、一見きわめて簡単な法案にすぎないのであります。

しかし、かかる法案が今日突如として提案された意図をわれくは考へる必要があります。

すなわち政府は、近く法律一七一号の廃止を提案し、進駐軍関係労働者の職種別賃金、いわば彼らの最低賃金を撤廃せんとしているのであります。これによつて、いよいよますます低い労働者の賃金をさらに低め、文字通り餓死的賃金にまで押し下げるとするのであります。この点を政府は利用して、提案理由のことく賃金を迅速に正確に支拂うといふ美名のもとに、厖大な労働者群を吸收し、再編成するのであります。全国にわたつて行われつつあります賃金支拂いの遅配、欠配に比べて、よし飢えをしのぐ低賃金であつても、迅速確実に拂われれば、拂われない賃金や、あるいは失業のうき目を見るよりは増したという、生きんとる労働者の生活本能を利用する、愚劣な策略であるのであります。しか

も、この法案の対象となる事業は、進駐軍の事業、これと関連する公共事業、見返り資金による公共事業であつて、以上示すことく、これはことごとく日本の軍事基地化、植民地化に最も関係の深い事業にのみこれを限定しておることであります。かかる

軍事基地化のために、今労働者群の軍事的な再編成こそ、政府のこの法案によるねらいなのであります。

現在、進駐軍労働者及び公共事業労働者は、支拂い事務が官庁から市中銀行からか、そういうことを問題にしておるのでない。最低生活の保障すらされぬ、きわめて低い現在の賃金の引上げ、待遇の改善、こういうことを、今日進駐軍や公共事業の労働者は要求しておるのであります。この要求を躊躇する政府の政策こそ、今や全労働者人民の憤慨を買つておるところのものであります。これが本案に対する第一の反対理由であります。

反対理由の第一は、官庁支拂い事務を市中銀行に委託して、もつて金融資本の利益をはかるからであります。今まで四年半、官庁支拂いをみずから実施して来ながら、とるに足らない事務の困難があると称して、その困難を理由に、官庁支拂いをみずからが克服することなく、銀行に事務を委託することは、これは明らかに官庁、政府の怠慢のそしりを免れないのであります。のみならず、一箇月數十億に達する労賃をコール資金

に運転せしめたり、あるいは莫大な手数料を銀行への贈りものにするのであります。

以上の理由によりまして、私の反対意見を終ります。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論を終局いたしました。

まず日程第九ないし第十一の四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に日程第十三及び第十四の兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。

兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

先刻の風早君の発言中不穏当の言辞があつたように聞えましたが、速記録を取調べの上、適当の措置をとることいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

出席國務大臣  
大蔵大臣  
通商事業大臣  
厚生大臣  
林  
讓治君

郵政大臣 小澤佐重喜君  
電気通信大臣 厚生技官 東龍太郎君  
労働大臣 鈴木正文君  
農林政務次官 坂本實君  
通商産業政務次官 宮幡靖君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君  
大蔵大臣 厚生技官 東龍太郎君  
農林政務次官 坂本實君  
通商産業政務次官 宮幡靖君

大蔵政務次官 水田三喜男君  
大蔵大臣 厚生技官 東龍太郎君  
農林政務次官 坂本實君  
通商産業政務次官 宮幡靖君



電気通信委員	福田 繁芳君	電気通信委員	雄君去る十五日理事辞任 につきその補欠)
建設委員	稻村 順三君	建設委員	昭和二十一年度における一般会 提出案は次の通りである。
予算委員	上林與市郎君	予算委員	大蔵省預金部特別会計の昭和二十 五年度における歳入不足補てんの ための一般会計からする繰入金に 関する法律案
砂間 一良君	今野 武雄君	砂間 一良君	公団等の予算及び決算の暫定措置 に関する法律の一部を改正する法 律案(内閣提出第三二号)
一、去る十八日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。	今野 武雄君 深澤 義守君	一、去る十六日議長において、次の特 別委員の辞任を許可した。	アルコール専売事業特別会計から 別会計の借入金の償還期限の延期 に関する法律案(内閣提出第三〇 号)
予算委員	稻村 順三君	予算委員	五年度における歳入不足補てんの ための一般会計からする繰入金に 関する法律案
今野 武雄君 深澤 義守君	深澤 義守君	一、去る二十一日建設委員会におい て、次の通り理事を補欠選任した。	昭和二十三年度一般 会計予備費使用総調(昭和二十三年 度特別会計予備費使用総調書その 二)
一、去る十八日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	武藤運十郎君	一、去る二十一日建設委員会におい て、次の通り理事を補欠選任した。	(承諾を求める件)
予算委員	稻村 順三君	予算委員	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(昭和二十四年 度特別会計予備費使用総調書その 一)
春日 正一君 川上 貫一君	市郎君去る十七日委員辭 任につきその補欠)	一、去る二十一日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日予算委員会において、 次の通り理事を補欠選任した。	内閣委員 大蔵委員	一、去る二十一日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
理事 川上 貫一君(理事川上貫 一君去る十七日委員辭任 につきその補欠)	木村 荣君	一、去る二十一日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。	内閣委員 大蔵委員	一、去る二十一日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
郵政委員	神山 茂夫君	一、去る二十二日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
電気通信委員	木村 荣君	一、去る二十二日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
土井 直作君	神山 茂夫君	一、去る二十二日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
建設委員	稻村 順三君	一、去る二十二日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
予算委員	上林與市郎君 武藤運十郎君	一、去る二十二日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
徵罰委員	猪俣 浩三君	一、去る二十二日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	吉田 安君(理事福田繁 芳君去る十七日委員辭任 につきその補欠)	一、去る十四日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
郵政委員	春日 正一君	運輸委員会 付託	臨時物資需給調整法等の一部を改 正する法律案
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	大蔵委員会 付託	一、去る十四日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	船船運營会の船員の退職手当に關 する交付金を船舶所有者に交付す る法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一八号)(予)	一、去る十四日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	地方自治法第百五十六條第四項の 規定に基き、電氣試験所熊本支所 設置に關し承認を求めるの件	一、去る十四日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	臨時物資需給調整法等の一部を改 正する法律案(内閣提出第三四号)	一、去る十四日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	水先法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二九号)(予)	一、去る十五日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	經濟安定委員会 付託	一、去る十五日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	運輸委員会 付託	一、去る十五日内閣から提出した議案 は次の通りである。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)
土井 直作君	田島 ひで君	一、去る二十日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	昭和二十四年度特別 会計予備費使用総調(承諾を求める 件)

物資の割当に関する手数料等の徵収に関する法律を廃止する法律案  
一般会計と國立病院特別会計との間ににおける国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律案  
一、去る十五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案  
教育職員免許法の一部を改正する法律案  
法律案  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
郵便為替法の一部を改正する法律案  
教育職員免許法の一部を改正する法律案  
正する法律案  
郵政省設置法の一部を改正する法律案  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
法律案(内閣提出第三号)(予)  
以上二件 郵政委員会 付託  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
以上二件 電気通信委員会 付託  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案  
一般会計と國立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律案  
(内閣提出第三号)  
以上二件 大蔵委員会 付託  
一、去る十五日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

ら送付された議案は次の委員会に付託された。  
郵政省設置法の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(予)  
(内閣提出第三七号)(予)  
公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案  
教育職員免許法の一部を改正する法律案  
正する法律案  
郵政委員会 付託  
教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(予)  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案  
正する法律案(内閣提出第三九号)  
(予)  
以上二件 文部委員会 付託  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)(予)  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
日本学術會議法の一部を改正する法律案  
連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案  
水先法の一部を改正する法律案  
連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂るべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案  
案(内閣提出第四二号)(予)  
以上二件 郵政委員会 付託  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
以上二件 電気通信委員会 付託  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案  
一般会計と國立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律案  
(内閣提出第三六号)  
以上二件 大蔵委員会 付託  
一、去る十五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
証券取引法の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案  
郵便為替法の一部を改正する法律案  
日本学術會議法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)(參議院送付)  
院送付) 文部委員会 付託  
水先法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第三三号)(參議院送付)  
運輸委員会 付託  
酒税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四七号)  
有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)  
以上二件 大蔵委員会 付託  
郵便貯金法の一部を改正する法律案  
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案  
一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。  
法人税法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五一号)  
所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五二号)

案(内閣提出第四四号)(予) 大蔵委員会 付託  
農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)(予)  
老人の主食配給量増加に関する決議案(中山マサ君外四十名提出)  
案(内閣提出第四六号)(予)  
農林委員会 付託  
郵便為替法の一部を改正する法律案  
酒税法の一部を改正する法律案  
有価証券移転税法を廃止する法律案  
一、去る十七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。  
日本学術會議法の一部を改正する法律案  
連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案  
水先法の一部を改正する法律案  
案(内閣提出第四二号)(予)  
以上二件 郵政委員会 付託  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
以上二件 電気通信委員会 付託  
電信電話料金法の一部を改正する法律案  
郵便年金法の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案  
一般会計と國立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律案  
(内閣提出第三五号)  
以上二件 大蔵委員会 付託  
一、去る十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
証券取引法の一部を改正する法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法律案  
郵便為替法の一部を改正する法律案  
日本学術會議法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)(參議院送付)  
院送付) 文部委員会 付託  
水先法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第三三号)(參議院送付)  
運輸委員会 付託  
酒税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四七号)  
有価証券移転税法を廃止する法律案(内閣提出第四八号)  
以上二件 大蔵委員会 付託  
郵便貯金法の一部を改正する法律案  
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案  
一、去る二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。  
法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五一号)  
所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五二号)

案(内閣提出第五〇号)(予) (田淵光一君外二十名提出)  
老人の主食配給量増加に関する決議案(中山マサ君外四十名提出)  
案(内閣提出第五六号)(予)  
農林委員会 付託  
郵便為替法の一部を改正する法律案  
酒税法の一部を改正する法律案  
有価証券移転税法を廃止する法律案  
一、去る二十日内閣から提出した議案は次の通りである。  
法人税法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律案  
富裕税法案  
通行税法の一部を改正する法律案  
肥料配給公团令の一部を改正する法律案  
農業灾害補償法の一部を改正する法律案  
農業灾害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案  
油糧配給公团法の一部を改正する法律案  
昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算  
日本国憲法第八條の規定による議案は次の通りである。  
案(内閣提出)  
日本国憲法第八條の規定による議案は次の通りである。

案(内閣提出第五〇号)(予) 律案(内閣提出第五〇号)(予)  
以上二件 厚生委員会 付託  
一、去る二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。  
法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五一号)  
所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五二号)



を希望し、且つ、国家公務員としての適格を有する者は、新規採用として考慮する。

五 業務移管に伴う要員は、会社全業務の引受けに支障のないよう準備をしている。

右答弁する。

長野県須坂刑務所設置に関する質問主意書

一 須坂刑務所設置予定地五町五反の農地は、昭和二十一年一月施行された農地法により、二十年十一月二十三日現在で完全な耕作権が確立しており、しかも内二町歩は自作農創設特別措置法に基き、すでに昨年政府において買収せられた農地であり、残る三町五反歩もある。刑務所設置の場合これに対していかなる処置をとるか。

一 同地の二十七戸の耕作者とその家族の生活はこれによつて脅かされ、九個の工場は事実上閉鎖を余儀なくされ、そこに働く労働者も失業することになるが、これに対する対策を講じているか。

一 刑務所予定地の買収費二千七百万円のうち、大和産業にいくら支拂い、耕作者、住居者、工場関係者にはいくら支拂うつもりか。その費用の内容を明確にされたい。

一 須坂町北部農民組合の幹部玉井

公、木原茂男、川口傳、中野宮次郎に対し、全然関係のない事件である「仮処分決定に対する異議申立事件（債権者木澤久我之助外六名、債務者川口鶴助）」の和解勧告の名目で裁判所に呼び出し、草間、廣瀬、早川という三名の判事が、刑務所に農地を提供するよう

に話をした事実があるが、公正なるべき裁判所がかかる行動に出ることははなはだ遺憾である。法務総裁の裁判所の司法行政に対する監督の立場からの所見を聞いたい。

右質問する。

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員林百郎君提出長野県須坂刑務所設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員林百郎君提出長野県須坂刑務所設置に関する質問に対する答弁書

一 買収に関する関係各庁並びに買收売渡決定の関係町村農地委員会に対する答弁書

一 買収に関する質問主意書

一 耕作者並びに工場就業者に対する答弁書

一 須坂町北部農民組合の幹部玉井

であるが、しかし、耕作者にしてこれがためその生活を脅かされる者はほとんどないと推察される。即ちいずれも他に職業を有していなかに一名が予定敷地内に二反歩程度を耕作している実情であり、しかもこの者も他に職業を有している。当府としては、これらの者に對し相当な補償をすることを考慮し、又離作によつて生活を脅かされる者には、でき得れば換地を買収させたいと考えている。

工場については、賃貸借契約締結の際、大和産業と借主の工場側との間に立退に關する特約があつて、円満折衝と思われる。

三 費途の内容については、従来敷地の所有者大和産業株式会社に二千万円を充當し、七百万円を補償その他の費用に充てる予定であつたが、その後工場約三、二〇〇坪焼失のため、買収費は一部減額される筈で、目下折衝中である。従つて右金額に多少の異動があるかも知れない。

右の如き事實に対し法務府は如何に処置するか。

組の強盗殺人の嫌疑で緊急逮捕され、字部署及び光署において左に記載する如き拷問を受けた。（岡村は無罪他の四名は窃盜）

正座させ、折り重ねた足の間に二長以下六七名にて取り囮み、後手銃を掛けたまま二本の割木の上に

一人ずつ刑事室に呼び出し、署

右質問する。

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田中堯平君提出山口県宇部及び光両署における拷問に關する質問に対する答弁書

一 昭和二十四年十月二十八日山口地方検察官徳山支部検事荒井健吉が強盗殺人事件の被疑者山田勝彌を取り調べた際、同被疑者が自白を翻し、警察における拷問の事実を申し立てたので、同検事は直ちに同事件の捜査をした司法警察職員及び相被疑者について詳細調査を遂げたが、人権じゅうんの事実を認むべき証拠が得られなかつた。従つて法務府においては、目下のところ、この件に関しては、段の処置をとる考はない。

右の如き事實に対し法務府は如何に処置するか。

近來拷問等の人権じゅうんが一般に行われている模様であるが、法務府としては拷問の禁止、人権の擁護のために一般的にいかなる方策をとつてゐるか。

記載する如き拷問を受けた。（岡村は無罪他の四名は窃盜）

一人ずつ刑事室に呼び出し、署

右質問する。

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田中堯平君提出山口県宇部及び光両署における拷問に關する質問に対する答弁書

一 昭和二十四年十月二十八日山口地方検察官徳山支部検事荒井健吉が強盗殺人事件の被疑者山田勝彌を取り調べた際、同被疑者が自白を翻し、警察における拷問の事実を申し立てたので、同検事は直ちに同事件の捜査をした司法警察職員及び相被疑者について詳細調査を遂げたが、人権じゅうんの事実を認むべき証拠が得られなかつた。従つて法務府においては、目下のところ、この件に関しては、段の処置をとる考はない。

右の如き事實に対し法務府は如何に処置するか。

組の強盗殺人の嫌疑で緊急逮捕され、字部署及び光署において左に記載する如き拷問を受けた。（岡

の擁護のために一般的にいかなる方策をとつてゐるか。

方策をとつてゐるか。

組の強盗殺人の嫌疑で緊急逮捕され、字部署及び光署において左に記載する如き拷問を受けた。（岡

の擁護のために一般的にいかなる方策をとつてゐるか。

方策をとつてゐるか。

考えられるので、こゝ点について

も、別段の措置をとる考はない。

三 法務府においては、新憲法及び

新刑事訴訟法の施行に伴い、捜査

官に対する人権の擁護及び拷問の禁

止の趣旨の徹底を図つてゐる。近

来拷問等の人権じうりんが一般に

行われていることは聞知しない。

右答弁する。

機帆船用燃料対策等に関する質

問主意書

一、全国機帆船の船主一万四千、船

員七万、その他不造船具燃料等の

関係事業者及びその家族数十万人

は、昨年六月以来半歳余にわたつ

て、二万隻七十万トンに及ぶ機帆

船の航海用の燃料油を、他の事業

に対するものは、何ら著しき削減

をしないのにかかわらず、政策的

に機帆船事業に対してのみ、一躍

一万三千キロ立から五千キロ立、

即ち六割余の大削減を受けて現在

に至つてゐる。その結果これら小

規模事業には、潜在的失業続出

し、はなはだしく生活困難に陥

り、木造船の性質上、船舶は使用

に耐え得ざるものに対するもの

が多數であつて、このまま差し措

き難いと考えるが、政府はその政

策の犠牲となれるものに対する

いかなる対策を過去において講

じ、又至急講じようとしている

か。更にこれがために一般重要産

業に経済九原則遂行上大きな悪影響を及ぼし、日本の復興に眼に見えない大きな支障を来たしたとは考へないか。

二、輸入重油類の大部分が援助資金から商業資金に切り換えられた

結果、政府は一般重要産業の合理化に必須の重油類の割当統制は、これを至急解除するのがよいとは考へないか、解除するとすればそ

の時期はどうか。

右質問する。

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員並木芳雄君提出機帆船用

燃料対策等に関する質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出機帆

船用燃料対策等に関する質問に

対する答弁書

一、政府としても機帆船事業に対する

燃料油の大削減は、日本の産業経済に重大なる影響を及ぼすこ

とはいうまでもないので、機会あ

ることに關係方面に対するこれ

が増配方の懇請を続けてきたが、

未だその成果の見られないことは誠に遺憾である。

なお、燃料油削減に伴い、失職

を余儀なくされた船員に対する方

は、地方所在の十九公共船員職業

安定所をして、大型船その他に就職あつせんの勞を採つて來たが、今後も求人及び求職者がより一層積極的に公共船員職業安定所を利用するよう勧奨する考である。

又業者救済の一方法として、代用燃料対策を研究中であつて、早急化の具体化を期している。

二、重油類の早期の統制解除は、政

府としても望むところであるが、

輸入重油のうち商業資金によつて

輸入せられる予定になつてゐるも

のはタラカン重油三、〇〇〇軒の

みで、他は依然対日援助資金によつて賄われておらず、目下の情勢で

は国内消費の統制解除は困難と考

える。

右答弁する。

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員並木芳雄君提出供米報獎用

燃料対策等に関する質問に対し、別

紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出機帆

船用燃料対策等に関する質問に

対する答弁書

一、去る十四日内閣から次の答弁書を

受領した。

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

四年度小企業個人別賃金調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹村奈良一君提出農業協同組合に対する食糧代配手数料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上良二君提出主食の特配措置並びに屑米の消費者価格に関する質問に対する答弁書

〔参考〕

衆議院議員竹村奈良一君提出農業協

同組合に対する食糧代配手数料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

いる。これに対する政府の責任と、これが対策を問う。

右質問する。

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員喜重郎殿

衆議院議員河口陽一君提出供米報獎用

衣料に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

業者と平等に取扱われて いると信じる。

右答弁する。

義務教育における不学者補導に関する質問主意書

青少年不良化、犯罪防止対策は極めて重要な問題であるが、特に義務

教育における不学者(高学年)は相当数に上り、その不良化、犯罪化の傾向は看過し難いので、

等につき問う。

昭和二十五年二月十四日  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
内閣總理大臣 吉田 茂

教育における不学者補導に関する質問に対する答弁書

一 義務教育における

1 不就学者数 (昭和二十四年四月三十日現在 文部省指定結計第一三号)

イ 学令簿に記載されている児童、生徒数

一 義務教育における不学者補導に関する質問主意書

1 不就学者数  
2 不学の理由  
3 不学者の動向  
4 不学者に対する措置

1 不就学者数  
2 不学の理由  
3 不学者の動向  
4 不学者に対する措置

青少年不良化、犯罪防止対策は極めて重要な問題であるが、特に義務

教育における不学者補導に関する質問主意書

青少年不良化、犯罪防止対策は極めて重要な問題であるが、特に義務

A 就学しているもの

学令兒童 一〇、九七〇、三〇二人

学令生徒 五、一二三、八四一人

B 不就学のもの

学令兒童 四〇、九四七、六一九人

学令生徒 八八、五三〇人

内訳

(1) 認可を受けているもの

(イ) 就学猶予(学令兒童 二四、五四七人)  
学令生徒 三、〇八三人

(ロ) 就学免除(学令兒童 四、六三二人)

(学令生徒 一、九三五人)

二七、五九〇人

六、五六七人

(2) 認可を受けっていないもの

(イ) 貧困によるもの(学令兒童 一九、八八二人)  
学令生徒 一、九二二人

(ロ) 居所不明のもの(学令兒童 三、三五五人)  
学令生徒 一、九三五人

(ハ) その他(学令兒童 六、三八八人)  
学令生徒 一九、〇五八人

(ニ) 教護院、少年院にあるもの

学令兒童 四三三人(七七九人)

備考

(1)と(3)は理由のある者であるから、結局(2)の四八、三五七人が不就学者数である。  
このほか、学令について就学すべきにかかわらず、浮浪兒などで学令簿にない者の数即ち未就学者数は相当数ある見込みである。

2 不就学の理由

学校教育法第二三條の規定によるとおり、病弱、発育不完全、その他のやむを得ない理由で市町村教育委員会(教育委員会の設置されないところでは当該市町村長)が都道府県教育委員会の認可をうけて、就学の猶予又は免除した者以外は居所不明、貧困、その他の理由によるものである。

3 不就学者の動向

学令簿に記載されているが、居所不明、貧困その他によつて就学

していない者の動向は、近く具体的な調査を行う予定である。また、それ以外の学令簿にない未就学者は浮浪兒などになつてゐる者が多いと思われる。

また通学はしているが学業を怠る兒童生徒の動向について、近く全国的に調査を行う予定であるが、東京都公立小学校、中学校の兒童生徒の例について、その動向を述べると次のとおりである。

A 上の内、一箇月以上継続して欠席している者

在籍兒童	六五二、九八七人
在籍生徒	二一一、四七三人
計	八六五、四六〇人

(2) 学校嫌い、家庭の無理解による原因

A 上の内、一箇月以上継続して欠席している者

兒童	七一七人
生徒	九九七人
計	一、六一四人

(1) 経済的原因

B 出席が常でない者(断続して学校を休む者)

兒童	一、二五五人
生徒	一、八九三人
計	三、一四八人

(2) 学校嫌い、家庭の無理解の原因

生徒 六、一三三人

(1) 経済的原因

生徒 一、〇五五人

(2) 学校嫌い、家庭の無理解の原因

生徒 三、九〇八人

その他は身体的理由(病気、精神薄弱兒等)によるものである。

生徒 九八四人

薄弱兒等)によるものである。

以上のようない原因で、学業を怠つてゐる児童、生徒は、經濟的理由によるものは、家事の手伝い、又は職場において働いているものが多く、学校嫌い、家庭の無理解等による欠席児童生徒は不良化の傾向が多いものと認められる。

4 不就学者に対する措置  
次の項目に分けて措置を述べたい。

#### イ 不就学について

学令簿を整備し、その取扱方について趣旨の徹底をはかりたい。

文部省では二十五年度において、異常児、心別基準を作成し、精神薄弱兒、欠陥兒等のかん別に遺憾なきを期したい。

ロ 未就学について(学令簿に記載されていない不就学者)

すみやかに学校および関係各省庁並びに関係諸団体の協力を得て、これらの児童、生徒の実態を調査し、就学措置を講じたい。

ハ 学業を怠る児童、生徒について

イ、ロとともに特に経済的理由によるものについて

は、関係各省と連絡を密にし、生活保護法の徹底及び扶

助費の中に含まれる教育費の適正なる充当等について遺憾のないよう措置したい。

又字令児童、生徒の就学に当つては、労働基準法の徹底をはかり、悪質なる大人の少年に關する犯罪等のとりしまりについて、関係各省庁の協力を求め対策を樹てたい。

二 又六・三制学校建物の整備が充分でないため、二部授業、仮教室授業、過剰学級等の授業に変則を來し、このた

め青少年教育に欠くるところのあるは遺憾であるので、昭和二十四年度六・三制学校建物整備費として四十五億を計上し、もつてこれらの授業時間の変則(二部授業、仮教室での授業)を解消したいと思つてゐる。

以上の対策とならんで、内閣に設けられている青少年問題対策協議会においても、本年度にひきつづき二十五年度においては、関係各省庁と協力して、徹底的な社会に対する啓蒙、学令の不良分子の取締りを徹底するなど警察の協力が必要であるので、学校側から警察に対して両者が連絡を緊密にすることを申入れた。

3 教育者予防更生法第二條  
3 教護院又は養護施設に送致しても、その設備が開放的なたまに該当する少年は、逐年増加するが連絡を緊密にすることを申入れた。

4 教育者予防更生法第二條  
3 教護院又は養護施設に送致しても、その設備が開放的なたまに該当する少年は、逐年増加するが連絡を緊密にすることを申入れた。

る主任教諭があつて、就学及び出席の奨励その他生徒の指導に当へないよう措置したい。

また昭和二十五年度においては、全国的に行う中等学校研究集会にも生徒補導問題をとりあげ、研究並びに活動の徹底をはかり、その他生徒補導に要する各種の手引書を刊行して全国教員の参考とする予定である。

三 広島県下において警察員を学校に配属したと聞くが、その動機、経過成績如何。

昨年十一月十一日付の毎日新聞に本問題を「渦巻起す警官の学園配置」という見出しで取扱つてゐるが、広島県教育委員会を通じての実情を調査した結果、事実は概略次通りであることが判明した。

1 昨年十月広島市内の中学校では生徒の不良化防止のため「校外生活指導協議会」を組織した。

2 これには生徒の背後にある街の不良分子の取締りを徹底するなど警察の協力が必要であるので、学校側から警察に対して両者が連絡を緊密にすることを申

ける生徒の不良化防止に協力することになった。

4 これは、学校配属警官又は学校常置警官というようなものではない。

参議院議員床次徳二君提出十四歳未満の者の犯罪又は虞犯少年の取扱に関する質問に対する答弁書

#### 〔別紙〕

参議院議員床次徳二君提出十四歳未満の者の犯罪又は虞犯少年の取扱に関する質問に対する答弁書

十四歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年又は刑罰法令に触れる少年の取扱に関する質問主意書

十四歳未満の者の犯罪又は虞犯少年の取扱は児童福祉法第二十七條及び第二十七條の二により万全の措置を講じているが、その対策は次のようなものである。

一 該当児童の増加及び事犯内容の悪質化については、その予防策の重要性が第一であり、児童福祉司、児童委員、青少年問題対策協議会、児童福祉審議会及び関係各

府の協力の下に不良化防止及び早期発見についての各般の啓発、調査がなされ、子供クラブの設置、優良文化財の推薦、児童厚生施設の設置等の運動が全国的に推進されているのである。

二 第二に、すでに不良化した児童につき、教護院、養護施設等に收容保護を要するものについては、昭和二十五年度に教護院の新築一箇所増築二十三箇所定員九四〇名

を予定する外、既存施設の整備拡充を計画している。

又、この中特に悪質な児童については、児童福祉法第二十七條二により家庭裁判所の審判に従い強制措置をとり得るのであるが、これについては、昭和二十四年度において国立教護院及び全国十箇所を選び、この強制措置をとり得る施設を指定し、昭和二十四年度において三箇所設置、昭和二十五年度において九箇所(予定)の特別保護室(一四〇名定員)を増築し、逃亡等の事故を防ぎ科学的教護を行つよう万全を期し、施設拡張に併せて教護職員の再教育も行い、收容児童の福祉増進に努めている。

右答弁する。

#### 少年保護司の地位、待遇の向上に関する質問主意書

少年保護司は、犯罪又は處犯少年について的確、綿密なる科学的調査を中心とする任務とし、裁判官と一体の関係に立つて審判の適正を期する重且つ大なる職責を遂行しつつある。よつて少年保護司の地位、待遇を向上し、これを特別職としては如何。

右質問する。

衆議院議員床次徳二君提出少年保護司の地位、待遇の向上に関する質問に対する答弁書

司の地位、待遇の向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

#### 〔別紙〕

衆議院議員床次徳二君提出少年

保護司の地位、待遇の向上に関する質問に対する答弁書

新しい少年保護制度においては、家庭裁判所において犯罪又は處犯少年について、調査及び審判をなし、

年について、適切な処遇をきめる訳であるが、少年保護司は家庭裁判所にあつて、これらの犯罪又は處犯少年に関する事件の調査その他の職務を管掌し、

裁判官と密接不可分の関係において

審判の適正を期する重大な職責を有するものであるから、その職責に相応することは勿論、民間有識者から採用する等その任免についても特別な考慮を要するところがあるので、その職を国家公務員法上特別職とすることについても充分考慮したいと思ふ。

う。

右答弁する。

少年保護司の地位、待遇の向上に関する質問主意書

少年保護司は、犯罪又は處犯少年について的確、綿密なる科学的調査を中心とする任務とし、裁判官と一体の関係に立つて審判の適正を期する重且つ大なる職責を遂行しつつある。よつて少年保護司の地位、待遇を向上し、これを特別職としては如何。

右質問する。

衆議院議員岡田春夫君提出昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問主意書

司の地位、待遇の向上に関する質問に対する質問に対する答弁書

「別紙」

衆議院議員岡田春夫君提出昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問に対する答弁書

最低賃金の資料であり、かかる意味において今回行われる小企業個人別賃金調査に重大な意義を有するものである」とあることと矛盾するが如何。

二 本調査が同文書の通り最低賃金制の資料であるとすれば

1 三十人未満五人以上の工場、事業所を調査対象に選んだ理由如何。

2 調査地域を東京都、大阪府、愛知県、群馬県、福井県、広島県、宮城県、愛媛県、熊本県としているが、この地方を選んだ理由如何。

3 調査対象を製造工業に限定した理由如何。

二 調査地域を東京都、大阪府、愛知県、群馬県、福井県、広島県、愛媛県、熊本県に選んだ理由及び調査対象を製造工業に限定したの理由如何。

三 労働大臣の答弁中「三十人未満の調査は從来も別の角度からしばしばやつた」とあるが、それらの調査の名称及び目的如何。

右質問する。

昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問主意書

三 十人未満の事業所の賃金調査は、失業保険保険料算定基礎申告書より集計された失業保険統計が、あるが、これは現在労働省において実施している毎月労働統計が、(1)重産業八二種に限られ、(2)三十人以上の中の事業所の調査であり、(3)府

#### 〔別紙〕

衆議院議員岡田春夫君提出昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問に対する答弁書

「別紙」

衆議院議員岡田春夫君提出昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問に対する答弁書

一 従来から三十人以上の事業所における賃金事情については、労働省において実施している毎月労働統計により明確に把握されてい

二 従来から三十人以上の事業所における賃金事情については、労働省において実施している毎月労働統計により明確に把握されてい

三 従来から三十人以上の事業所における賃金事情については、労働省において実施している毎月労働統計により明確に把握されてい

これに反し、五人以上三十人未満の事業所の賃金事情については、的確なものがないので、昨年十月労働省が実施した三十人以上の事業所の個人別賃金調査にあわせて

1 三十人未満五人以上の工場、事業所を調査対象に選んだ理由如何。

2 調査地域を東京都、大阪府、愛知県、群馬県、福井県、広島県、宮城県、愛媛県、熊本県としているが、この地方を選んだ理由如何。

3 調査対象を製造工業に限定した理由如何。

二 調査地域を東京都、大阪府、愛

三 労働大臣の答弁中「三十人未満の調査は從来も別の角度からしばしばやつた」とあるが、それらの調査の名称及び目的如何。

右質問する。

昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問主意書

三 十人未満の事業所の賃金調査は、失業保険保険料算定基礎申告書より集計された失業保険統計が、あるが、これは現在労働省において実施している毎月労働統計が、(1)重産業八二種に限られ、(2)三十人以上の事業所の調査であり、(3)府

県別の賃金が解らないので、これら二点を補う目的で集計がなされている。

主食の特配措置並びに屑米の消費者価格に関する質問主意書

一 政府は、先般一般消費者に対し約十日分の主食を特配するが如く宣伝して配給を一方的にを行い、消費者は、政府から特配されたものとしてすでに消費を終つたが、この度突如として、政府は、この十分分の配給は前渡し配給であるから、二月分の一般配給から一挙に五日分も強制的に差し引こうとしているが、事実であるか。

二 従来から三十人以上の事業所における賃金事情については、労働省において実施している毎月労働統計により明確に把握されてい

三 従来から三十人以上の事業所における賃金事情については、労働省において実施している毎月労働統計により明確に把握されてい

これに反し、五人以上三十人未満の事業所の賃金事情については、的確なものがないので、昨年十月労働省が実施した三十人以上の事業所の個人別賃金調査にあわせて

1 三十人未満五人以上の工場、事業所を調査対象に選んだ理由如何。

2 調査地域を東京都、大阪府、愛

三 労働大臣の答弁中「三十人未満の調査は從来も別の角度からしばしばやつた」とあるが、それらの調査の名称及び目的如何。

右質問する。

昭和二十四年度小企業個人別賃金調査に関する質問主意書

三 十人未満の事業所の賃金調査は、失業保険保険料算定基礎申告書より集計された失業保険統計が、あるが、これは現在労働省において実施している毎月労働統計が、(1)重産業八二種に限られ、(2)三十人以上の事業所の調査であり、(3)府

主食の特配措置並びに屑米の消費者価格に関する質問主意書

一 政府は、最近一部消費者に外国産のもち米の屑米を規格米よりも一キロ六円安で配給しているが、いかなる価格的な根拠によつて



## 農業協同組合に対する食糧代配

手数料に関する質問主意書

一 食糧配給公團は、従来の直営配給所の一部を代位配給所に切り替

農村地区で一俵当たり七十五円乃至六十円支給している。

四 その意思があるとすれば実施の時期如何。  
五 従来の差別的手数料の差額を調査する意思があるのか。

農協の性質上、総合経営のために代配手数料の明確なは釐は困難であるが、單営のものより一般的について経費は少いと考えられる。

しかるに農業協同組合代位配給所は、右の農村地区における新一代配給所と何ら差違なきにかかわらず、農業協同組合代位配給所に對しては、一俵当り四十五円の手数料しか支拂われておらないので

あるが、これはいかなる理由によつてゐるか。

衆議院議長幣原喜重郎殿  
衆議院議員竹村奈良一君提出農業協同組合に対する食糧代配手数料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三、四、五、地域間の手数料の差があるのはやむを得ないが、この差の均衡の問題については、充分調査の上善処して行く方針である。

二 こうした農業協同組合に対する公団の差別的取扱による不利益を

興えていることは、農民解放に関するものである。

する連合国総同部覚書のうちに明

示された「加工業者及び配給業者

## の搾取に対する農民の保護手段

の項と、極東委員会の農民組織十

## 六原則の七項「農業協同組合はそ

れ自体の農業活動及び組合員のた

めにする、一切の経済的活動を行

うにあたり、如何なる不利な差別

的課税その他の差別的制限を加え

られるべきでない」に反すると思

うが、政府の見解如何。

### 三 従つて政府は、公団に対し差別

の手数料の支拂を改め、公団代配

所と同等の手数料を協同組合代配所に支拂わしめるよう、適当な措

定価 一部 六円五十銭  
送料実費  
所行發  
東京都新宿区市ヶ谷本村町  
振替電話九段五三一  
印刷  
一九〇〇〇官報課